

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

大分国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から平成4年3月まで
私は、平成5年に海外から一時帰国した時に市役所へ行き、国民年金に加入した。その時に、国民年金保険料を可能な限り遡って納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年10月から4年3月までの期間について

申立人は、「平成5年に海外から一時帰国した時に市役所へ行き、国民年金に加入し、その時に、国民年金保険料を可能な限り遡って納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から平成5年10月以降に払い出されていることが推認され、申立人に係るA市の国民年金保険料の納付記録から、5年4月から同年11月までの国民年金保険料を5年11月29日に現年度一括納付していること、及び4年4月から5年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さはなく、申立人は、両期間の国民年金保険料を同時に一括納付したと考えられ、当該納付日時点では、申立期間のうち、3年10月から4年3月までの国民年金保険料は過年度納付可能な期間である。

また、A市は、「申立期間当時、市役所の窓口で手書きの過年度納付書を渡し、金融機関で納めるよう指導していた。また、市役所内に金融機関の出張所があり、当該納付書で国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。」と回答している。

さらに、平成3年10月から5年11月までの国民年金保険料を一括納付すると25万4,400円となることから、申立人は、「平成5年当時、生活費とは別

に、毎月 28 万円くらい普通預金口座から自由に引き出すことができるお金があり、そこから国民年金保険料を納付した。」旨供述しており、前述の国民年金保険料を一括納付した平成 5 年 11 月 29 日時点で、過年度納付可能であった申立期間のうち、3 年 10 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料についても一緒に納付したと考えることは不自然ではない。

- 2 申立期間のうち、昭和 52 年 11 月から平成 3 年 9 月までの期間について
申立人が前述の国民年金保険料を一括納付した平成 5 年 11 月 29 日時点では、当該期間は、既に時効により当該期間の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 10 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年9月2日、資格喪失日は同年10月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年7月21日、資格喪失日は同年10月1日、及び同被保険者再資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は同年10月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月2日から同年10月30日まで
: ② 昭和45年7月21日から同年10月21日まで
: ③ 昭和46年10月中旬から48年8月中旬まで
: ④ 昭和48年8月中旬から50年10月中旬まで

申立期間①について、私は、昭和39年に短期間、D県E区に所在したA社に勤務した。

申立期間②について、私は、昭和45年に短期間、D県F区に所在した「G」に勤務した。同事業所がC社に買収された以後の当該期間については厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間③について、私は、昭和46年10月中旬から48年8月中旬までH県I市に所在した「J」に勤務した。

申立期間④について、私は、昭和48年8月中旬から50年10月中旬までK県L市に所在した「M」に勤務した。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控

除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、及び申立人がA社において一緒に勤務したとする複数の同僚について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間中に厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該同僚のうち一人は、「私は申立期間①当時、申立人と一緒に勤務した。申立人と同姓の者はほかにいなかったと思う。」と供述していることから判断すると、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社が保管する被保険者名簿には申立人と思われる記録がある。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和39年9月2日、資格喪失日は同年10月30日）が確認できることから、当該未統合記録は申立人の記録に相違ないと判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年9月2日に被保険者資格を取得し、同年10月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の前述の被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について

申立人が所持する写真（「G」の店舗前で撮影）、及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿により当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人とはGの頃から一緒に勤務しており、申立期間②当時もC社で一緒に勤務していた。申立人と同姓の者はほかにいなかったと思う。」旨供述していることから判断すると、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和45年7月21日、資格喪失日は同年10月1日、及び再資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は同年10月21日）が確認できることから、当該未統合記録は申立人の記録に相違ないと判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年7月21日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失し、同年10月1日に被保険者資格を再取得し、同年10月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の前述の被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

3 申立期間③及び④について

申立期間③について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、及びH県I市に所在するN社は、「J」について「当社は、以前、Jを経営していた。」旨回答していることから判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人は同社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、N社は昭和63年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

また、N社は、「申立期間③当時の資料は無く、不明。」と回答している上、申立人は同社において一緒に勤務したとする同僚の氏名を明確には記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び同僚供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、当該期間において国民年金に加入しており、一部期間を除き国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立期間④について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、及びO連合会は、「M」について、同事業所は存在したことがある旨回答していることから判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人は同事業所に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、「M」は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所に係る商業登記簿謄本を確認することもできない。

また、申立人が「M」で一緒に勤務したとする同僚二人について、オンライン記録を確認しても、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚のうち一人は死亡しており、もう一人は居所不明であることから、申立人の当該期間の申立てに係る事実をうかがわせる同僚供述を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間において国民年金に加入しており、一部期間については保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間③及び④において、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和47年4月1日から49年3月31日までの期間においてA社に勤務したのに厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年3月31日と記録されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職証明書及び申立人がA社の次に勤務した事業所が保管する申立人の人事記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して在職していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和49年3月31日（同日は日曜日）と記録されているところ、申立期間前後の期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者のうち複数の者に係る資格喪失日は同社の休日の翌日に記録されていることが確認できる上、そのうち二人の資格喪失日は月末が日曜日に当たるケースで翌月1日と記録されていることから判断すると、同社においては退職日が休日であっても在職を確認し、その翌日を資格喪失日として届け出していた状況が認められる。

さらに、A社の現在の事務担当者は、「昭和49年3月31日が日曜日であれば、申立人の資格喪失日を誤った日付で届出を行ったかもしれない。」旨

回答しているところ、前述の退職証明書において、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 31 日と証明されており、当該退職証明書には、なお書きとして「同日付けにて B 健康保険組合の健康保険被保険者の資格を喪失したことを証明致します。」と記載されていることからすると、同社は、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格喪失日について誤った日付で届け出た状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和 49 年 2 月の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年9月22日に、資格喪失日に係る記録を53年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月22日から53年4月21日まで
私は、申立期間においてA社にB職として勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る出勤簿及び申立人が同社に提出した辞表から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人と同職種の複数の同僚は、「私は入社と同時に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」、「A社においては厚生年金保険の加入は強制であった。」と供述しているところ、申立人が記憶している複数の同僚について、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A社から提出された名簿（同社の昭和52年及び53年に係る出勤簿において氏名が確認できる者に係る氏名及び入退社日などが記載された一覧表）に記載された89人に関する前述の被保険者原票を確認したところ、申立人以外の88人全員について同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該名簿において申立期間又はその前後1年間に入社日が確認できる同僚の被保険者記録によると、入社日及び退社日が厚生年金保険被保険

者の資格取得日及び資格喪失日とおおむね一致していることが確認でき、申立期間において、同社は従業員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の前後に入社した同職種の複数の同僚に係る前述の被保険者原票における資格取得時の標準報酬月額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人に係る厚生年金保険の届出、保険料の控除及び納付については資料が無く不明。」と回答しているものの、申立期間において前述の被保険者原票に欠番は見当たらず、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月から53年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで
私は、申立期間当時、町営住宅に住んでいて、国民年金への加入は義務的な感覚だったので、地区の班長さんに勧められて加入したと思う。
国民年金保険料は、地区の集金で、税金等と一緒に納付していた。
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、国民年金への加入は義務的な感覚だったので、地区の班長さんに勧められて加入したと思う。」旨主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた町営住宅の隣人にも、国民年金の未加入者がいることから、必ずしも申立期間当時の町営住宅居住者全員が国民年金に加入していたとは限らない状況がうかがえる上、当該隣人からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、オンライン記録から、申立人が国民年金に加入した記録は確認できず、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は75か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 909（事案 444 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 34 年 8 月頃から家計を預かり、家族の国民年金保険料と一緒に私の分も納めていたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、申立てをしたが、認められなかった。

今回、国民年金手帳が見つかったので、再度調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 38 年 12 月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、39 年 1 月に、その時点で遡って納付可能な申立期間直後の 36 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できること、iii) 申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「国民年金手帳が見つかったので、再度調べてもらいたい。」旨主張し、再度申立てをしているところ、申立人が所持している国民年金手帳は昭和 47 年 4 月に発行されたものであり、当該手帳記号番号は 38 年 12 月頃に払い出されたと推認される番号である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載及び事情は見当たらない。

また、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、そのほかに当委員会の変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年4月まで

私は、平成元年5月頃に市役所から国民年金保険料を払っていない旨の連絡があったので、市役所へ行き国民年金に加入した。

その時、未納となっていた国民年金保険料の納付書を作成してもらい、銀行からまとめて納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年5月頃に国民年金に加入し、未納となっていた国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、厚生年金保険の資格喪失日である昭和62年12月1日を資格取得日として平成5年3月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月頃から 34 年 8 月頃まで
② 昭和 34 年 9 月頃から 35 年 3 月 21 日まで

私は、申立期間①においてA事業所（現在は、B事業所）に臨時職員として勤務したが、当該期間の厚生年金保険の記録が確認できない。

また、申立期間②において、C社（現在は、D社）に臨時社員として勤務し、その後正社員として勤務したが、臨時社員として勤務した期間の厚生年金保険の記録が確認できない。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

D社が保管する申立人に係る人事記録の備考欄に記載された申立人の職歴から、申立人が当該期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人の在籍、厚生年金保険への加入状況、保険料控除等について確認できない。」と回答している。

また、申立人は、当該期間当時の同僚の氏名を記憶していない上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、当該同僚は申立人を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況や保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、当該期間における健康保険整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について

前述の人事記録の備考欄に、当該期間について「C社E船舶乗組」の記載が確認できることから、当該期間当時、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社の現在の担当者は、「人事記録によると、申立期間②は備考欄に記載されていることから、臨時雇用の期間と考えられる。また、申立人は正社員になった昭和35年3月21日に資格取得していることから、臨時雇用の期間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料控除もしていないと考えられる。」と回答している。

また、当該期間当時、C社において申立人と一緒に仕事をした記憶があるとする同僚は、「自分も臨時雇用の期間があったが、その期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚が臨時雇用であったとする期間について、当該同僚の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同社は必ずしも臨時雇用の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、D社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人のC社における資格取得日は昭和35年3月21日と記載されており、これは前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号台帳払出簿における申立人の資格取得日と一致している。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。